

新日本スポーツ連盟大阪府野球協議会規約

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この軟式野球協議会（以下「本協議会」という。）は、野球を通じて健康で文化的な生活を目指し、スポーツの大衆化と技術の向上を図ることを目的として参加チームおよび会員相互の親密な連帯の中でスポーツ界の平和と民主的な発展を啓蒙する。

(名 称)

第2条 本協議会は、新日本スポーツ連盟大阪府野球協議会という

(事務所)

第3条 本協議会の事務所は、次の場所に置く。

大阪府中央区森ノ宮中央1-16-15 三双ビル2F

(構 成)

第4条 本協議会は野球を愛好し、技術の向上を目指すとともに規約を遵守するクラブならび個人によって構成される。

(権 利)

第5条 すべての構成員は本協議会の行事・事業・役員を選出等において活動に参加できる。

第二章 総 会

(総 会)

第6条 本協議会の最高機関は総会である。

- 1 総会は原則として年1回とし、理事長が招集する。
- 2 理事長は、構成員の4分の1以上または理事定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して、総会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 前項のほか、理事長は必要があるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 4 総会は各クラブの代議員によって構成し、選出基準は別途理事会で決定する。

- 5 総会は理事長ならび、副理事長・事務局長・理事を選出することができる。
(定数20名程度とする。)
- 6 本協議会総会は前年度最終加盟チーム数の過半数の出席で成立する。
なおチーム代理人および委任状出席を含むこととする。

(決定事項)

第7条 総会は次の事を決定する。

- 1 前年度の活動報告の総括および決算の承認
- 2 本年度の活動方針計画および予算の決定
- 3 役員の変更等の規約に定める事項

(理事会)

第8条 本協議会に理事会をおき、理事をもって構成する。

- 1 理事会は、必要に応じ理事長が招集し、理事長が議長となる。(理事長の指名があれば、事務局長が代行できる)
- 2 理事会を招集するには、理事に対しその開会の日の8日前までに会議の目的である事項ならびに開催に日時および場所を知らせなければならない。
- 3 理事会には総会の決定を円滑にするため、専門部を設置することができる。
(総務部・運営部・審判部等)
また、アドバイザー・常勤顧問を若干名選出することとする。
- 4 理事任期は原則として1年とする。ただし、理事長ならび理事会の推挙がある場合に限り再任を妨げないこととする。
- 5 理事長は理事会の過半数の議決をもって、任期途中であっても理事を解任することができる。

(決定事項)

第9条 次の各号に掲げる事項は理事会において決定する。

- 1 総会に提出する議案
- 2 理事の選任および解任の同意
- 3 事業運営の具体的方針
- 4 会計報告ならび財政の説明(年間登録料・参加金・事業収入等)
- 5 その他この規約に定める事項

(規約)

第10条 本規約の改廃は総会の3分の2以上の多数をもって決議する。
なお、理事会が認める代理人ならび委任状を含むものとする。

(事業年度)

第11条 本協議会の事業年度は、毎年1月に始まり、12月31日に終わるものとする。

(補則)

第12条 本協議会の運営に関する実施細則ならび実施要項を構成員は遵守することとする。尚、実施細則・実施要項に違反する行為があれば、理事会専決事項とし厳罰処分することとする。

(除名処分)

第13条 新日本スポーツ連盟大阪府野球協議会の運営等において、著しき不行跡(行動・言動・行為等)により、連盟活動に支障をきたしたと判断した場合、理事長または事務局は理事を速やかに招集し、理事会を開催して参加チーム及び個人・団体等に対して、理事会の過半数以上の決議を以て除名処分することが出来る。但し、出席理事の過半数以上の議決を得られない場合はこの限りでない。

2 期間

除名処分の期間等については理事会において、協議決定することとする。

(会費等の返還)

第14条 納入された加盟費、大会費は、原則として返還しないものとする。

(2025年1月30日現在)

附則

この規約は、平成28年1月22日から施行する。
この規約は、平成29年1月20日から施行する。
この規約は、平成30年1月19日から施行する。
この規約は、平成31年1月25日から施行する。
この規約は、令和2年1月24日から施行する。
この規約は、令和3年1月22日から施行する。
この規約は、令和4年1月28日から施行する。
この規約は、令和5年1月27日から施行する。
この規約は、令和6年1月27日から施行する。
この規約は、令和7年1月30日から施行する。

本協議会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする